

農業者 各位

九重町役場農林課

令和8年度園芸関連補助事業の要望調査について (おおいた園芸産地づくり支援事業)

表題の事業について、要望調査を行いますので、希望される方は九重町役場農林課までご相談ください。また、令和8年度は下記内容・要件から変更がある可能性があり、ご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。

事業内容及び申請方法については以下のとおりです。

1. 事業内容 (対象品目：園芸品目 (トマト (ミニトマト)、梨、白ねぎを除く))

認定農業者・認定新規就農者、親元就農者を対象とした事業です。(事業費が税抜 50 万円以上のものに限る)

区分	事業名・事業内容	事業要件	支援内容
1. 規模 拡大 支 援 事 業	A. 栽培施設整備 (ハウス・果樹棚の新設等)	(施設) ①概ね 10a 以上の規模拡大 (露地) ①概ね 20a 以上の規模拡大	対象事業費の 1 / 5 以内
	B. 生産基盤整備 (簡易ほ場整備、用排水施設、防風・霜施設等)		
	C. 機械導入 (防除機、調製機等)	(施設) ①概ね 10a 以上の規模拡大 (露地) ①概ね 20a 以上の規模拡大 ②税抜 50 万円以上であること	対象事業費の 1 / 5 以内
	D. 資産継承支援 (施設補修、施設移築)	①5a 以上の規模拡大を行うこと ②対象施設を解体していないこと ③継承した栽培施設の所有権移転を令和7年度又は8年度に行うこと	対象事業費の 1 / 5 以内
	E. 鳥獣被害防止 (金網柵、鹿ネット等)	(露地) ①概ね 20a 以上の規模拡大	対象事業費の 2 / 3 以内
2. 産 地 体 制 強 化 事 業	A. 施設改修	①概ね 10a 以上の整備を行うこと、 ②対象施設が耐用年数相当期間を経過していること。また、施設本体の長寿命化を図る改修であること	対象事業費の 1 / 3 以内
	B. 施設高度利用 (養液栽培施設、養液土耕栽培施設)	(施設) ①導入にかかる費用対効果が優れていることを明示できること	対象事業費の 1 / 3 以内
	C. 防災・省力化 (省力防除機械施設)	(露地) ①導入にかかる費用対効果が優れていることを明示できること	
	D. 重油高騰対策 (暖房効率向上機材、保温効果向上機材等)	②税抜 50 万円以上であること	

(裏面へ)

《注意事項》

- ※ 「認定農業者」とは、年間 2,000 時間以上の農業従事かつ年間農業所得 400 万円以上を目指す計画書を作成し町から認定された農業者です。
- ※ 「認定新規就農者」とは、就農から 5 年以内かつ認定時の年齢が原則 45 歳未満の者で、年間 2,000 時間以上の農業従事かつ年間農業所得 250 万円以上を目指す計画を作成し町から認定された農業者です。
- ※ 「親元就農者」とは、就農が 5 年以内の年齢 45 歳未満の者で、認定農業者である親元（3 親等以内）に就農している農業者です。
- ※ 「認定農業者」「認定新規就農者」になるためには申請が必要です。書類等の作成がありますので早めに農林課までご相談をお願いします。

2. 令和 8 年度 事業申請について

- 申請締切（1 次募集）は、令和 7 年 8 月 27 日（水）です。
見積書を取り寄せの上、農林課（Tel76-3804）まで要望を上げてください。
1 次募集締切後でも事業実施可能となる場合がありますので、随時ご相談ください。
- 予算採択を受けた事業は、令和 8 年度中に着手及び完了をする必要があります。

<中古ハウスの情報提供をお願いします！>

町では「九重町農業用ハウスバンク」を設置し、「使っていない農業用ハウスを持っている方」と「ハウスを使いたい農業者」とのマッチングを行っています。

〈使っていない農業用ハウスをお持ちの方〉

登録していただけるハウスを募集中ですので、ぜひ農林課までご連絡をお願いします。

〈中古ハウスをお探しの農業者の方〉

登録ハウスを閲覧いただける簿冊を窓口にて用意しておりますので、興味のある方は農林課までお越しください。



《お問い合わせ先》

九重町役場 農林課 農業振興G 中村（七）
電 話 0973-76-3804
F A X 0973-76-3840
メー ル nourin@town.kokonoe.lg.jp